事例

04 災害援護資金の貸付制度の見直しにより、被災者の生活再建を促進

～災害援護資金の貸付において、保証人不要、月賦償還、貸付利率の引き下げが可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「299」、「30年」管理番号「196、212」で検索!

二次元コードからもアクセスできます

ポイント

災害援護資金の貸付について、保証人不要、月賦償還、貸付利率の引き下げが可能となり、被災者のニーズに合った貸付条件を設定することにより、被災者の円滑な生活再建を促進

（法律　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正）

地域の課題　災害援護資金の貸付が受けられない

- ○保証人を立てることが難しい
- ○年払いや半年払いは、月払いに比べ被災者に重い負担感
- ○貸付利率が高く、借りることをためらってしまう

なんとかならないの？

地域の声

制度上の支障　貸付の条件が被災者にとって厳しい

- ○被災者が災害援護資金を借りるには、保証人が必要
- ○返済方法は年払いか半年払いのみ
- ○貸付利率は法律により3%で固定

提案

解決策　市町村が条件を決定できる！

地域の実情に応じ、**市町村が条例で貸付条件や返済方法を決定できるよう裁量を拡大！**

具体的には
- ・保証人を不要とすることが可能
- ・返済方法を年払い・半年払い・月払いから選択可能
- ・貸付利率の引き下げが可能

住民サービスの向上　きめ細やかな被災者支援へ

地域の実情に応じた災害援護資金の貸付条件や返済方法の設定が可能となり、被災者の負担を軽減